

令和6年9月4日  
子ども・若者部  
児童相談支援課  
保育認定・調整課

## 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

### 1 主旨

児童福祉法の規定に基づき内閣府令に定める基準により条例で定めることとされている世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例について、今般、内閣府令が改正されたため、本条例の一部を改正する条例案を令和6年第3回区議会定例会に提案する。

### 2 主な改正内容と経緯

区は、里親の普及啓発・リクルート、研修・トレーニング、里親の選定及び里親と里子との間の調整並びに児童の養育に関する計画の作成までの一貫した業務「里親支援業務（フォスタリング業務）」について、令和5年度から包括的に社会福祉法人東京育成園に委託している。

この度の児童福祉法において、里親等に係る支援を包括的に実施することを目的とした「里親支援センター」が、新たに児童福祉施設として位置づけられたため、本条例改正にてその人員・設備基準を定める。

今後、令和7年4月を目途に「里親支援センター」への移行を目指していく。現行の「里親支援業務（フォスタリング業務）」のうち、「里親支援センター」で定められていない業務については、別途同法人に委託し、引き続き里親等への支援を充実させていく。

※現行の「里親支援業務（フォスタリング業務）」と「里親支援センター」の業務の比較は別紙1のとおり。

### 3 改正案

別紙2（新旧対照表（案））のとおり。

### 4 施行予定日

公布の日

### 5 今後のスケジュール（予定）

令和6年9月 令和6年第3回区議会定例会（条例改正案の提案）

令和7年4月 「里親支援センター」設置

## 別紙 1

## 現行の「里親支援業務（フォスタリング業務）」と「里親支援センター」の業務の比較

※ 「里親支援業務（フォスタリング業務）」のうち [ ] は「里親支援センター」で定められていない業務

項目	里親支援業務（フォスタリング業務）	里親支援センターの業務
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親、ファミリーホームに従事する者</li> <li>・里親とファミリーホームで養育される児童</li> <li>・里親になろうとする者</li> <li>・養子縁組成立後の親子 (民間あっせんにより成立した親子を含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親、ファミリーホームに従事する者</li> <li>・里親とファミリーホームで養育される児童</li> <li>・里親になろうとする者</li> </ul>
業務内容	(1)里親制度等普及促進・リクルート業務 <b>※戦略的な普及啓発（里親子フレンドリーシティの普及）</b> (2)里親等研修・トレーニング業務 (3)里親等委託推進業務 <b>※一時保護委託に係る里親及び児童の支援</b> (4)里親等養育支援業務 (5)里親等委託児童自立支援業務 <b>※区独自メニューの実施及び連携            （里親家庭からの自立後の訪問等支援やフェアスタート事業との連携等）</b>	(1)里親制度等普及促進・リクルート業務 (2)里親等研修・トレーニング業務 (3)里親等委託推進業務 (4)里親等養育支援業務 (5)里親等委託児童自立支援業務
人員体制	令和6年度の体制 <b>8名</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里親リクルーター 2名 (1名は統括責任者を兼務)</li> <li>・里親トレーナー <b>2名</b></li> <li>・里親等委託調整員 1名</li> <li>・里親等相談支援員 2名</li> <li>・自立支援相談員 1名</li> </ul>	※対象家庭数が100家庭未満の場合7名 <b>【基本配置】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・センター長 1名</li> <li>・里親リクルーター 1名</li> <li>・里親等支援員 1名</li> <li>・里親トレーナー 1名</li> </ul> <b>【追加配置】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・里親等支援員 2名</li> <li>・自立支援相談員 1名</li> </ul>
開所時間	窓口開設 週5日 <b>43.75時間</b> 夜間休日の電話相談 <b>365日</b> (平日20時まで、土日祝日9時~17時)	週5日 平均40時間(原則)

## 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>○世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和元年10月1日条例第36号</p> <p>目次 第1章～第14章（略） <u>第15章 里親支援センター（第100条—第105条）</u> <u>第16章 雑則（第106条・第107条）</u></p> <p>附則 第1章 総則 第1条～第13条（略） （入所者及び職員の健康診断） 第14条 児童福祉施設（児童厚生施設、<u>児童家庭支援センター及び里親支援センター</u>を除く。次項において同じ。）の長は、入所者に対する入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条、第13条及び第17条の規定に準じて行わなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。 2～3（略） 第15条～第20条の2（略） （安全計画の策定等） 第20条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園、<u>児童家庭支援センター及び里親支援センター</u>を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定</p>	<p>○世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 令和元年10月1日条例第36号</p> <p>目次 第1章～第14章（略） 第15章 雑則（第100条・第101条）</p> <p>附則 第1章 総則 第1条～第13条（略） （入所者及び職員の健康診断） 第14条 児童福祉施設（児童厚生施設<u>及び児童家庭支援センター</u>を除く。次項において同じ。）の長は、入所者に対する入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条、第13条及び第17条の規定に準じて行わなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。 2～3（略） 第15条～第20条の2（略） （安全計画の策定等） 第20条の3 児童福祉施設（助産施設、児童遊園<u>及び児童家庭支援センター</u>を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に</p>

改正後	改正前
<p>し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第20条の4 (略)</p> <p>第2章 助産施設 (略)</p> <p>第3章 乳児院</p> <p>第25条～第31条 (略)</p> <p>(関係機関等との連携)</p> <p>第32条 乳児院の長は、入所している乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たっては、常に児童相談所及び必要に応じ<u>児童家庭支援センター、里親支援センター</u>、児童委員、保健所、区市町村保健センターその他の関係機関等と連携を図らなければならない。</p> <p>第4章 母子生活支援施設</p> <p>第33条～第38条 (略)</p> <p>(業務の質の評価等)</p> <p>第38条の2 母子生活支援施設における業務の質の評価等については、第31条の規定を準用する。この場合において、<u>同条中</u>「第37条」とあるのは、「第38条」と読み替えるものとする。</p> <p>第39条 (略)</p> <p>(関係機関等との連携)</p> <p>第40条 母子生活支援施設の長は、入所している母子の保護及び生活支援に当たっては、常に福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ<u>児童家庭支援センター、里親支援センター</u>、女性相談支援センターその他の関係機関等と連携を図らなければならない。</p> <p>第5章～第6章 (略)</p> <p>第7章 児童養護施設</p> <p>第53条～第60条 (略)</p>	<p>従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第20条の4～第31条 (略)</p> <p>第2章 助産施設 (略)</p> <p>第3章 乳児院</p> <p>第25条～第31条 (略)</p> <p>(関係機関等との連携)</p> <p>第32条 乳児院の長は、入所している乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たっては、常に児童相談所及び必要に応じ<u>児童家庭支援センター</u>、児童委員、保健所、区市町村保健センターその他の関係機関等と連携を図らなければならない。</p> <p>第4章 母子生活支援施設</p> <p>第33条～第38条 (略)</p> <p>(業務の質の評価等)</p> <p>第38条の2 母子生活支援施設における業務の質の評価等については、第31条の規定を準用する。この場合において、<u>第31条中</u>「第37条」とあるのは、「第38条」と読み替えるものとする。</p> <p>第39条 (略)</p> <p>(関係機関等との連携)</p> <p>第40条 母子生活支援施設の長は、入所している母子の保護及び生活支援に当たっては、常に福祉事務所、母子・父子自立支援員、児童の通学する学校、児童相談所、母子・父子福祉団体及び公共職業安定所並びに必要に応じ<u>児童家庭支援センター</u>、女性相談支援センターその他の関係機関等と連携を図らなければならない。</p> <p>第5章～第6章 (略)</p> <p>第7章 児童養護施設</p> <p>第53条～第60条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(関係機関等との連携)</p> <p>第61条 児童養護施設の長は、入所している児童の指導及び家庭環境の調整に当たっては、常に児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ<u>児童家庭支援センター、里親支援センター</u>、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関等と連携を<u>図らなければならない</u>。</p> <p>第8章～第10章 (略)</p> <p>第11章 削除</p> <p>第12章 児童心理治療施設</p>	<p>(関係機関等との連携)</p> <p>第61条 児童養護施設の長は、入所している児童の指導及び家庭環境の調整に当たっては、常に児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ<u>児童家庭支援センター</u>、児童委員、公共職業安定所その他の関係機関等と連携を<u>図らなくてはならない</u>。</p> <p>第8章～第10章 (略)</p> <p>第11章 削除</p> <p>第12章 児童心理治療施設</p>
<p>第80条～第85条 (略)</p> <p>(関係機関等との連携)</p> <p>第86条 児童心理治療施設の長は、入所している児童の指導及び家庭環境の調整に当たっては、常に児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ<u>児童家庭支援センター、里親支援センター</u>、児童委員、保健所、区市町村保健センターその他の関係機関等と連携を<u>図らなければならない</u>。</p> <p>第13章～第14章 (略)</p> <p><u>第15章 里親支援センター</u></p>	<p>第80条～第85条 (略)</p> <p>(関係機関等との連携)</p> <p>第86条 児童心理治療施設の長は、入所している児童の指導及び家庭環境の調整に当たっては、常に児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ<u>児童家庭支援センター</u>、児童委員、保健所、区市町村保健センターその他の関係機関等と連携を<u>図らなくてはならない</u>。</p> <p>第13章～第14章 (略)</p> <p><u>(章を加える。)</u></p>
<p><u>(設備の基準)</u></p> <p>第100条 <u>里親支援センターは、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者(次条第3項第3号及び第105条において「里親等」という。)が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。</u></p>	<p><u>(条を加える。)</u></p>
<p><u>(職員)</u></p> <p>第101条 <u>里親支援センターは、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。</u></p>	<p><u>(条を加える。)</u></p>
<p>2 <u>里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u></p>	<p><u>(条を加える。)</u></p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>法第13条第3項各号のいずれかに該当する者</u></p> <p>(2) <u>里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの</u></p> <p>(3) <u>里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、区長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者</u></p>	
<p><u>3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u></p>	<p><u>（条を加える。）</u></p>
<p>(1) <u>法第13条第3項各号のいずれかに該当する者</u></p> <p>(2) <u>里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの</u></p> <p>(3) <u>里親等への支援の実施に関して、区長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者</u></p>	
<p><u>4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u></p>	<p><u>（条を加える。）</u></p>
<p>(1) <u>法第13条第3項各号のいずれかに該当する者</u></p>	

改正後	改正前
<p>(2) <u>里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者もの</u></p>	
<p>(3) <u>里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、区長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者(里親支援センターの長の資格等)</u></p>	<p>(条を加える。)</p>
<p>第102条 <u>里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。</u></p>	<p>(条を加える。)</p>
<p>(1) <u>法第13条第3項各号のいずれかに該当する者</u></p>	
<p>(2) <u>里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの</u></p>	
<p>(3) <u>区長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者(里親支援)</u></p>	
<p>第103条 <u>里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する</u></p>	<p>(条を加える。)</p>

改正後	改正前
<p><u>者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。</u></p> <p><u>(業務の質の評価等)</u></p>	
<p><u>第104条 里親支援センターにおける業務の質の評価等については、第31条の規定を準用する。この場合において、第31条中「第37条」とあるのは、「第44条の3第1項」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(関係機関等との連携)</u></p>	<p><u>(条を加える。)</u></p>
<p><u>第105条 里親支援センターの長は、里親等への支援に当たっては、区、都道府県、他の区市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員等その他の関係機関等と密接に連携を図らなければならない。</u></p> <p><u>第16章 雑則</u></p> <p><u>(電磁的記録)</u></p>	<p><u>(条を加える。)</u></p> <p><u>第15章 雑則</u></p> <p><u>(電磁的記録)</u></p>
<p><u>第106条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>(委任)</u></p>	<p><u>第100条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>(委任)</u></p>
<p><u>第107条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p><u>第101条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。</u></p>

改正後	改正前
附 則 (略)	附 則 (略)